

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 食育推進について

近年、私たちの食生活は豊かになり、食を取り巻く環境の変化から、食に関する価値観やライフスタイルが多様化しています。食に対する意識の希薄化から栄養の偏りや不規則な食事などに起因する肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向、食の安全安心問題、伝統ある食文化の喪失など、食をめぐるさまざまな問題が生じています。

そのような中、国は「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題」として、平成17年6月に食育基本法（平成17年法律第63号）を制定しました。その後、食育基本法に基づき、食育推進基本計画（平成18～22年度）、第2次食育推進基本計画（平成23～27年度）、第3次食育推進基本計画（平成28～32年度）を策定しています。

紫波町においても、平成19年3月に紫波町食育推進計画（平成19～23年度）、平成24年3月には、第二次紫波町食育推進計画（平成24～28年度）を策定し、食育推進事業を展開してきました。これまでの取り組みにより、食育の認知度は高まり、農業体験や調理体験を実施している学校や自主的に食育推進活動に取り組む地域や関係団体が着実に増えてきています。

(2) 地産地消推進について

農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化や担い手・後継者不足、農畜産物の価格の低迷など、依然厳しい状況となっています。

このような状況を踏まえ、国では、平成22年12月に地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）（通称：六次産業化・地産地消法）を制定し、6次産業化など地域の農林水産物の利用の促進に関する各種施策を実施しています。

紫波町においても、平成26年3月に紫波町地産地消促進計画を策定し、地元の農畜産物を地元で消費しようという取り組みとともに、「食」を通して消費者と生産者の相互理解を深める取り組みを進めてきました。これまでの取り組みとして、学校給食への地元農畜産物の利用や生産者との交流、産地直売所における消費者ニーズに即した販売、地元農畜産物を活用した新事業創出への支援、イベントなどにおける地元農畜産物を活用したレシピの紹介やPRを行い、生産者と消費者がつながる仕組みが作られてきています。

2 計画策定の趣旨

「食」は生きる上で欠かすことのできないものであり、健全な心と身体を培い、生涯にわたって生き生きと暮らすための基礎となるものです。

食育を推進する関係団体や地域住民の協力・連携により、食育の認知度の向上が図られ、農業体験や調理体験など、食育実践の機会は増えてきています。この取り組みによって、体験による食育への意識は高まってきている一方、ライフスタイルの変化による日々の忙しさから、朝食の欠食や食習慣の乱れ、栄養の偏りなど、自分自身の食生活に問題があると感じているものの、望ましい食生活を実践することが難しい状況となっています。

さらに近年では、食に対する価値観が多様化しており、その関心は素材、食品の生産・製造、食品知識、健康に配慮した食事の摂り方、食品廃棄物、地域の食文化など、さまざまな方向に向けられています。こうした多種多様な方面に生じる課題を見出し、的確に対応していくためには、多面的な視点で食に向き合う姿勢が求められます。

また、「食」と「農」の関係では、「農」は「食」を支える重要な関係にあり、生産と消費の密接な関係を築くことによって、互いに高め合う効果が期待されます。

のことから、町民、地域、児童施設、学校、生産者、食育関係団体、事業者、町が一体となって総合的かつ効果的な取り組みができるよう、食育推進計画と地産地消促進計画を一体化して、「紫波町食育・地産地消推進計画」を策定しました。

この計画を推進することにより、すべての町民が心身ともに健康的で豊かな食生活を実現することを目指すとともに、地産地消の拡大による農業の振興、地域の活性化を図ろうとするものです。

食育とは

生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることされています。

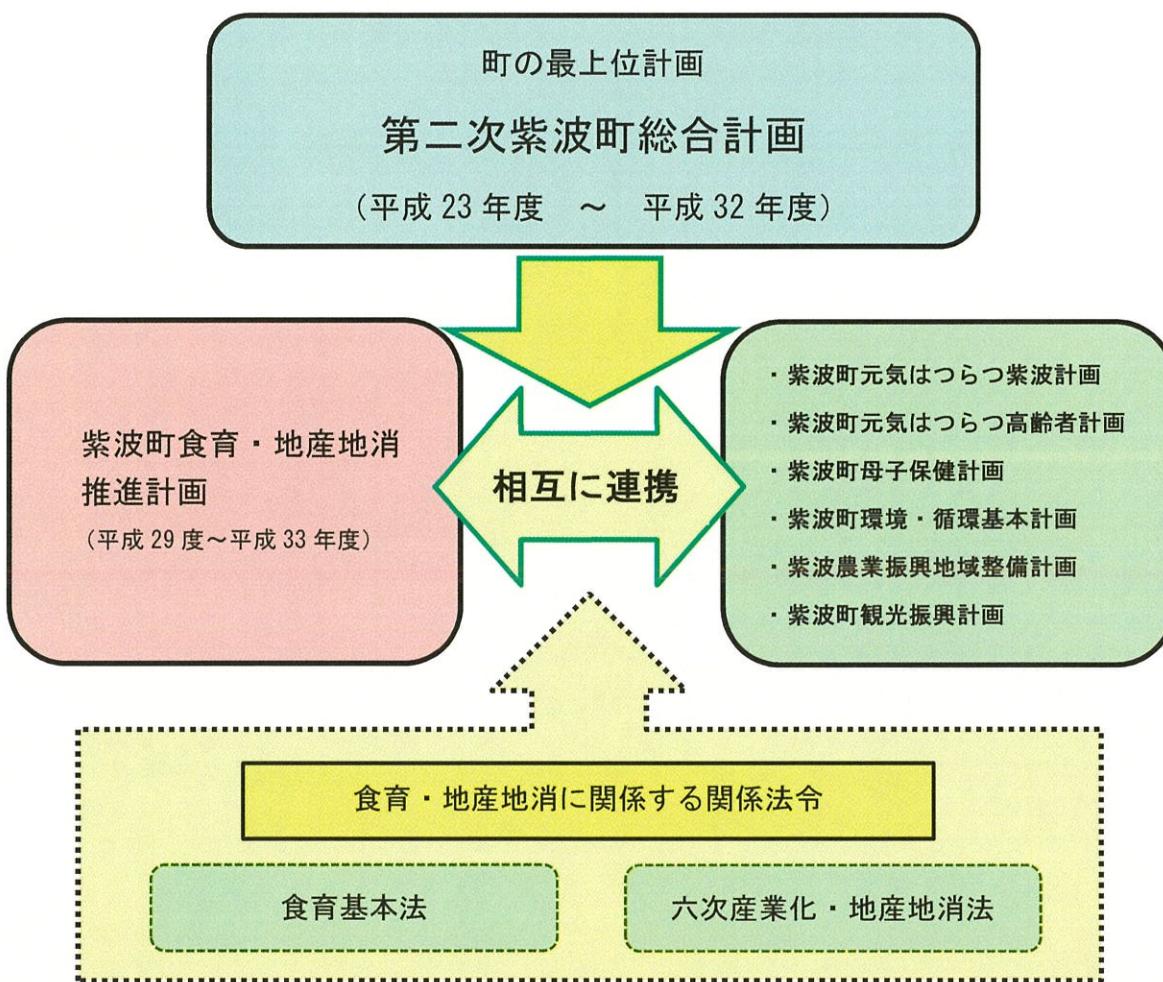
地産地消とは

国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）を、その生産された地域内において消費する取り組みです。 食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取り組みなどを通じて、6次産業化にもつながるものとされています。

3 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条第1項の「当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画」及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第41条第1項の「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」にあたるものと位置づけます。

また、本町が掲げる「環境と福祉のまち」を実現するため、「循環型まちづくり」と「協働のまちづくり」を基本に、食育及び地産地消について、関係計画と相互に連携・補完しながら、効果的な推進を図るものとします。



4 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

なお、施策の成果や社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。